



大阪府強靱化地域計画の 進捗状況



<令和6年度末時点>

令和7年6月

大阪府

目 次

1 計画の進捗管理について	2
2 主なトピックスについて	4
3 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策の進捗状況について	8
(事前に備えるべき目標)	
1 直接死を最大限防ぐ	9
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を 確実に確保する	13
3 必要不可欠な行政機能は確保する	19
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	21
5 経済活動を機能不全に陥らせない	23
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、 早期に復旧させる	26
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	29
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	33

1 計画の進捗管理について

- 「大阪府強靱化地域計画」は、府の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、強靱化に関する府の計画等の指針となるべきものとして策定したものです。
- 本計画については、41 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための施策の進捗状況を集約し、概括的な評価を行うことにより進捗管理を行います。なお、個別の施策については、基本的にはそれぞれ関連付けられる計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととしています。
- 41 の「起きてはならない最悪の事態」ごとの進捗状況評価結果は、以下のとおりであり、府の強靱化に向け、施策の全ての取組みは進んでいます。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策の進捗状況評価	令和6年度
①（計画の目標達成に向け） 施策の全ての取組みが進んでいる	41
② 施策の取組みが概ね進んでいる（70%以上）	0
③ 施策の取組みが一定進んでいる（50%以上）	0
④ 施策の取組みが進んでいない（50%未満）	0

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	進捗状況評価		トピックス
		評価	施策達成数	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	A	23/23	
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	A	11/11	
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	A	27/27	2
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害を含む	A	25/25	1
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	A	19/19	1
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	A	14/14	
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	A	5/5	1
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	A	12/12	
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	A	3/3	
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	A	9/9	
	2-6 被災地における疫病・感染症等大規模発生	A	9/9	
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	A	7/7	2
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	A	3/3	
	3-2 府庁機能の機能不全	A	7/7	
	3-3 市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	A	3/3	
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	A	6/6	
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	A	4/4	2
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	A	8/8	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	A	10/10	
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	A	4/4	
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	A	2/2	
	5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	A	3/3	
	5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	A	6/6	
	5-6 食料等の安定供給の停滞	A	4/4	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		進捗状況評価		トピックス
				評価	施策達成数	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	A	8/8	1
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	A	2/2	
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	A	3/3	
		6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	A	8/8	
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	A	9/9	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	A	14/14	
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	A	5/5	
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	A	7/7	
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	A	7/7	
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	A	5/5	
		7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	A	4/4	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	A	2/2	
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	A	6/6	
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	A	7/7	
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	A	5/5	
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	A	6/6	
		8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な被害	A	2/2	

【起きてはならない最悪の事態】 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

広域緊急交通路等の通行機能確保 【都市整備部】

地震発生後に、府内の防災拠点や周辺府県との連絡を確保し、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確保するため、広域緊急交通路の橋梁等耐震化や無電柱化などを実施。

【令和6年度の実績】

- 広域緊急交通路の橋梁において、22 橋の耐震化を実施した結果、10 年間で実施を予定していた443 橋の耐震化が完了。
- 無電柱化（計 21.4km）が完了 など

実施前



実施後



大阪港八尾線 無電柱化（八尾市）

道路防災対策（山間部の法面对策等） 【都市整備部】

山間部の道路において、豪雨等による道路法面の崩落防止のための道路防災対策を実施。

【令和6年度の実績】

- 要対策の51箇所において対策を実施。この結果、10年間で実施を予定していた要対策の271箇所において対策が完了 など



泉佐野岩出線 道路防災対策（泉南市）

【起きてはならない最悪の事態】 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

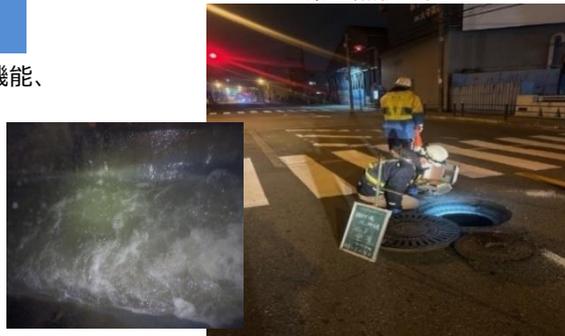
下水道機能の早期確保 【都市整備部】

流域下水道施設の処理機能のうち、地震発生後に揚排水機能沈殿機能、消毒機能が早期に確保出来るよう、業務継続計画の点検を実施。

【令和6年度の実績】

- 八潮市の事故を受けた緊急点検において、約 500 箇所のマンホール内から流下状況や堆積物の状況を実地で確認 など

緊急点検の状況



<トピックス2 災害時の対応力強化>

○【起きてはならない最悪の事態】

「2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生」

「4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態」

「1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生」などを防ぐために進めていた取り組みについて、

能登半島地震等の度重なる災害により得られた経験や、

顕在化した課題を踏まえた災害対応の強化を図る取り組みが進捗しました。

【起きてはならない最悪の事態】 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

避難所の確保と運営体制の確立 【危機管理室・健康医療部】

地震発生後に被災者の避難生活を支援するため、全市町村に対して必要な避難所の指定や受入れ体制の確保を促すとともに、スムーズな避難誘導や避難者の QOL（寝る、食べる、トイレ）確保など、地域の実情に即した「避難所運用マニュアル」となるよう充実を働きかけた。

【令和 6 年度の実績】

- 令和 6 年能登半島地震を踏まえ、災害用の備蓄トイレについて、組立式洋式水洗トイレを 500 基導入など、避難所で QOL 向上に資する物資の確保を図った。



組立式洋式水洗トイレ

被災者の巡回健康相談等の実施 【健康医療部】

避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等において、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保。

【令和 6 年度の実績】

- 令和 6 年能登半島地震を踏まえ、健康危機管理支援チーム養成研修、自然災害に対する研修、能登半島地震における活動報告書の作成及び市町村等への共有、保健所災害対策マニュアルの改訂を実施。



健康危機管理支援チーム養成研修

災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム等）の確保体制の充実・強化 【福祉部】

「大阪府災害福祉支援ネットワーク」を活用し、民間施設等の福祉専門職からなる DWAT（災害派遣福祉チーム）などの被災地に派遣できる体制整備を図るとともに、訓練などを実施。

【令和 6 年度の実績】

- 令和 6 年能登半島地震の派遣を踏まえ、感謝状贈呈式、大阪 DWAT 本部訓練、先遣隊派遣訓練を実施



大阪 DWAT 先遣隊派遣訓練

【起きてはならない最悪の事態】 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が

必要な者に伝達できない事態

防災情報の収集・伝達機能の充実【危機管理室】

地震発生時に、防災情報を迅速かつ的確に収集し、初動期における応急対策を適切に行うため、大阪府防災情報システムの機能充実を図るとともに、実際に欲しい情報を見つけることができるよう、災害時の行政間、住民等への情報発信方法の検討や見せ方の改善を行う。

【令和6年度の実績】

- 令和6年1月31日から提供開始した「大阪防災アプリ」が約28万ダウンロードを突破（令和6年度末）。
- 来阪者に対する防災情報の提供を強化するため、観光アプリ「Discover OSAKA」との連携を開始。
- 令和6年能登半島地震を踏まえ、通信がつながりにくい場合に備えて、大阪広域データ連携基盤（ORDEN）と連携し、公衆無線LAN（フリーWi-Fiスポット）の表示機能を追加。
- アプリの利用促進を目的として、大阪府危機管理室YouTubeチャンネルで、利用マニュアル動画を公開。



大阪防災アプリ



公衆無線 LAN
（フリーWi-Fi スポット）
の表示

【大阪防災アプリの特徴】

- ・差し迫った危険等をプッシュ通知でお知らせ
- ・府内どこでも自分がいる場所の防災情報を受け取り
- ・発令中の情報をレベルに応じてわかりやすくカラー表示
- ・英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国・朝鮮語、やさしいにほんごにも対応

【起きてはならない最悪の事態】 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

南海トラフ地震臨時情報発表時の対応強化【危機管理室】

南海トラフ地震臨時情報に関する平時からの周知・広報の強化、臨時情報発表時の呼びかけの充実及び予め防災対応を定めることにより、対応力の強化を図る。

【令和6年度の実績】

- 府内市町村と意見交換会を通じ、住民や事業者に対する呼びかけの内容や頻度を検討。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合のとりべき防災対応や住民・事業者等に対する呼びかけ内容など基本的な考え方を示すよう国に要望を実施。



検討状況

3 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策の進捗状況について

41 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、施策の進捗状況評価（再掲）、「令和6年度の主な取組み実績」及び「令和7年度の主な取組み予定」をとりまとめました。

起きてはならない最悪の事態」ごとの施策の進捗状況評価	令和6年度
①（計画の目標達成に向け）施策の全ての取組みが進んでいる	41
② 施策の取組みが概ね進んでいる（70%以上）	0
③ 施策の取組みが一定進んでいる（50%以上）	0
④ 施策の取組みが進んでいない（50%未満）	0

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	進捗状況評価		ページ
		評価	施策達成数	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	A	23/23	9
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	A	11/11	10
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生	A	27/27	11
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害を含む	A	25/25	12
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	A	19/19	12
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	A	14/14	13
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	A	5/5	14
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	A	12/12	15
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	A	3/3	15
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	A	9/9	16
	2-6 被災地における疫病・感染症等大規模発生	A	9/9	17
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	A	7/7	18
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	A	3/3	19
	3-2 府庁機能の機能不全	A	7/7	19
	3-3 市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	A	3/3	20
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	A	6/6	21
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	A	4/4	21
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	A	8/8	22
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	A	10/10	23
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	A	4/4	23
	5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	A	2/2	24
	5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	A	3/3	24
	5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	A	6/6	25
	5-6 食料等の安定供給の停滞	A	4/4	25
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	A	8/8	26
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	A	2/2	27
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	A	3/3	27
	6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	A	8/8	28
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	A	9/9	28
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生	A	14/14	29
	7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	A	5/5	29
	7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	A	7/7	30
	7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	A	7/7	30
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	A	5/5	31
	7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃	A	4/4	32
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	A	2/2	33
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	A	6/6	33
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	A	7/7	34
	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	A	5/5	34
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	A	6/6	35
	8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な被害	A	2/2	35

1 直接死を最大限防ぐ

《起きてはならない最悪の事態》

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

評価

A

◎ 府有建築物の耐震化や学校、民間住宅・建築物の耐震化の促進など取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><府有建築物の耐震化（全部局）> ○「新・府有建築物耐震化実施方針」に基づき、耐震化を実施した。 ・府有建築物全体の耐震化率 98.5% 災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震化 完了済 府立学校 完了済 府営住宅 97.7%（戸単位では 97.8%） その他の一般建築物 97.0%</p> <p><学校の耐震化（都市整備部・教育庁）> ○市町村立学校（小中学校等）について、市町村教育委員会に対して、耐震化の完了に向けての働きかけを実施した。（小中学校 100%、幼稚園 99.5%） ○私立学校に対して、耐震化の取り組み状況や対応方針などをヒアリングする等、耐震化率の向上に向けての働きかけを実施した。（小中学校 100%、高校 98.4%、幼稚園 93.8%、専修学校 100%）</p> <p><民間住宅・建築物の耐震化の促進（都市整備部）> ○耐震性が不足する木造戸建住宅に対し、市町村及び民間事業者（まちまる事業者等）と連携し、個別訪問やDM等により確実な普及啓発を行った。また、リフォーム事業者と連携できる耐震診断技術者の紹介制度の運用を開始し、リフォーム事業者を対象とした講習会等での講演や啓発チラシの配布など、事業者から所有者への働きかけを促す取組みを行った。 ○市町と連携し、737 件の管理組合に対してダイレクトメールや個別訪問等を通じて耐震化を働きかけるとともに、耐震化サポート事業者と連携して、WEB セミナーや対面での耐震化フォーラム（府、茨木市、吹田市、高槻市、豊中市共催）の開催により、耐震化の重要性について普及啓発を行った。（WEB セミナー視聴回数：170 回、耐震化フォーラム：計 4 回のべ 118 人） ○耐震診断が義務付けられた大規模建築物について、WEB セミナーの案内を所有者（大阪府所管）へ送付した。（WEB セミナー視聴回数：第 1 部前編 74 回・後編 67 回、第 2 部 45 回、第 3 部 48 回）また、大阪建築物震災対策推進協議会にて、所有者が抱える課題に応じた的確なアドバイスを行うため専門家派遣を行った。</p>
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><府有建築物の耐震化（全部局）> ○「新・府有建築物耐震化実施方針」等に基づき耐震化を実施し、令和 7 年度までに耐震性が不十分な府有建築物を概ね解消する。</p> <p><学校の耐震化（都市整備部・教育庁）> ○市町村教育委員会に対して、市町村立学校（幼稚園）の耐震化を完了できるよう、働きかけを実施する。 ○私立学校に対して、耐震化の取り組み状況や対応方針等をヒアリングする等、耐震化率の向上に向けての働きかけを実施する。</p> <p><民間住宅・建築物の耐震化の促進（都市整備部）> ○木造住宅について、市町村及び事業者等と連携し、個別訪問やダイレクトメール等を通じて、所有者に対して直接的に働きかけるとともに、リフォームの機会を捉えた普及啓発を進める。 ○分譲マンションについて、市町と連携し、管理組合に対してダイレクトメールや個別訪問等により耐震化を働きかけるとともに、セミナー等の開催により、耐震化の重要性について普及啓発を行う。 ○耐震診断が義務付けられた大規模建築物について、所管行政庁と連携し、建物所有者に対して耐震化に精通した専門家を派遣する制度や耐震診断・改修相談窓口の案内、耐震改修に関する説明会の開催案内、補助制度・税制優遇・耐震改修事例紹介等を行い、耐震化を促進する。</p>

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

評価

A

◎まちの防災性向上や地域防災力のさらなる向上などの密集市街地対策や、消防用水確保対策など取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><密集市街地対策（都市整備部）></p> <ul style="list-style-type: none">○地震時等に著しく危険な密集市街地を 293 ha 解消した。（計 1,823/2,248ha）○まちの防災性の向上<ul style="list-style-type: none">・老朽建築物等を約 350 戸除却した。・延焼遮断空間の確保（寝屋川大東線）をするため、道路用地を約 25 m²取得した。・4 市 8 名の技術者等を派遣し、市の事業執行体制を強化した。○地域防災力のさらなる向上<ul style="list-style-type: none">・延焼危険性の違いを 5 段階で示し、GIS を用いてより分かりやすく解説したマップを更新した。・土木事務所や市等と連携した防災講座、ワークショップ等を 3 市 5 地区で実施した。○魅力あるまちづくり<ul style="list-style-type: none">・駅周辺整備の 1 市 1 地区の基本計画を作成し、公表した。・1 市 1 地区のまちづくり基本構想を作成した。 <p><消防用水の確保対策（危機管理室・環境農林水産部）></p> <ul style="list-style-type: none">○耐震性貯水槽をはじめとする消防水利について、国庫補助金の活用等による整備促進を市町村に働きかけた。（国庫補助金活用 1 件）○令和 3 年度に防災利活用協定を締結した 1 市（3 地区）において防災訓練を実施した。○市町村に対して資料提供により農業用水の防災利活用協定締結の促進を 1 市 15 回働きかけた。
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><密集市街地対策（都市整備部）></p> <ul style="list-style-type: none">○まちの防災性の向上<ul style="list-style-type: none">・建物の不燃化の促進・燃え広がらないまちの形成・避難しやすいまちの形成○地域防災力のさらなる向上<ul style="list-style-type: none">・まちの危険性の一層の見える化・地域特性に応じた防災活動への支援の強化・消防、大学、民間等と連携した防災啓発○魅力あるまちづくり<ul style="list-style-type: none">・まちの将来像の検討・提示・道路等の基盤整備及び整備を契機としたまちづくりの推進・民間主体による建替えが進む環境の整備・地域ニーズに応じた空地の柔軟な活用によるみどりの創出 <p><消防用水の確保対策（危機管理室・環境農林水産部）></p> <ul style="list-style-type: none">○耐震性貯水槽をはじめとする消防水利について、国庫補助金の活用等による整備促進を市町村に働きかける。○市町村に対して農業用水の防災利活用協定の締結の促進を働きかける。○市町村や各地域の土地改良区等と連携して、防災利活用協定の締結を促進する。また、防災利活用協定に基づく防災訓練を実施する。○市町村に対して農業用水の防災利活用協定の締結の促進を働きかける。（15 回/年（対象市町村））

1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

評価

A

◎南海トラフ地震臨時情報発表時の対応強化、水門の耐震化・高度化、大阪 880 万人訓練の充実など取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><南海トラフ地震臨時情報発表時の対応強化（危機管理室）> ○南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関して、府内市町村と意見交換会を 2 回実施し、住民や事業者に対する呼びかけの内容や頻度の検討を行った。 ○南海トラフ地震臨時情報が発表された場合のとりべき防災対応や住民・事業者等に対する呼びかけ内容など基本的な考え方を示すよう国に要望を行った。</p> <p><水門の耐震化等の推進（都市整備部）> ○木津川水門の更新工事を推進した。 ○安治川水門の更新工事に着手した。</p> <p><大阪 880 万人訓練の充実（危機管理室）> ○大阪防災アプリを活用し、訓練情報及び訓練開始通知を多言語で発信した。また、企業のイベントブース等に参加し、880 万人訓練の広報(マスク・ティッシュ・パンフレットの配布、デジタルサイネージの掲載)を行い、幅広い広報活動を展開した。 ○学校、工場、店舗等の場所に合わせた訓練好事例集を作成し HP で紹介した。また、防災訓練に力を入れている証である訓練認定証について、自宅や事業所で展示して頂く等、様々な場面で活用頂けるよう、HP からダウンロードできるよう設定した。この結果、訓練参加登録数が大幅に増加した。</p> <p><津波・高潮ステーションの利活用（都市整備部）> ○普及啓発活動のため、防災・河川環境学習を計 1 回実施するとともに、府内の全小中学校などへの来館 PR 資料およびポスターを送付した。 ○防災啓発活動のため、教員研修等において、職員による講義を計 3 回実施した。 ○コンテンツの充実・広報活動のため、新聞、雑誌、教科書、テレビ等で津波・高潮ステーションの紹介を計 7 回行った。</p>
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><南海トラフ地震臨時情報発表時の対応強化（危機管理室）> ○南海トラフ地震臨時情報の対応に関する周知を図るとともに、国のガイドラインで統一的な判断基準等が示された場合、速やかに府のガイドライン等の改訂を行う。</p> <p><水門の耐震化等の推進（都市整備部）> ○木津川水門、安治川水門の更新工事を推進 ○旧猪名川水門、戸田川水門、王子川水門の遠隔自動操作化に着手</p> <p><大阪 880 万人訓練の充実（危機管理室）> ○小中学生に対する防災教育の充実 ○多様な情報発信ツールを活用した訓練情報の発信</p> <p><津波・高潮ステーションの利活用（都市整備部）> ○関係機関と連携した小中学校への普及啓発の取組の充実 ○イベント等を通じた防災啓発活動の実施 ○民間等と連携したコンテンツの充実や広報活動の実施</p>

《起きてはならない最悪の事態》

1-4 突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害

評価

A

◎洪水リスクの高い河川の改修や下水道施設の整備推進などの市街地等の浸水対策や地下空間対策の促進など取組みが進みました。

<p>令和6年度の 主な取組み実績</p>	<p><治水対策（都市整備部）> ○河川 ・時間雨量 50mm で建物の1階相当が水没するリスクの高い河川や近年浸水被害が発生している河川等において、5か年加速化対策の予算も活用し、河川改修を推進した。 ・穂谷川、梅川、牛滝川、落堀川（概成）などで河川改修を推進した。 ・寝屋川北部地下河川（城北立坑築造工事、鶴見調節池築造工事）の改修を推進した。 ・布施公園調節池（本土工（概成）、取水施設工）の改修を推進した。 ・法善寺遊水地事業（掘削工事、設備工事）を概成した。 ・加納元町調節池（Ⅰ期）事業（本土工）を推進した。 ・加納元町調節池（Ⅱ期）事業（発進立坑築造工事、本土工）を推進した。</p> <p>○下水道 ・寝屋川流域下水道門真守口増補幹線下流工区の供用を開始した。 ・枚岡河内中央増補幹線外4幹線の整備を推進した。</p> <p><地下空間対策の促進（危機管理室）> ○令和5年度に改訂・策定した「地下空間浸水対策計画」をもとに「避難確保・浸水防止計画」を改訂・策定するよう大阪市地下空間浸水対策協議会（事務局：大阪市）を通じて、管理者等に働きかけた。</p>
<p>令和7年度の 主な取組み予定</p>	<p><治水対策（都市整備部）> ○河川 ・時間雨量 50mm で建物の1階相当が水没するリスクの高い河川や近年浸水被害が発生している河川等において、5か年加速化対策の予算も活用し、河川改修を推進。 ・穂谷川、梅川、牛滝川、田尻川などで河川改修及び住吉川地下調節池の整備を推進。 ・寝屋川北部地下河川事業（城北立坑築造工事（概成予定）、鶴見調節池築造工事）を推進。 ・布施公園調節池事業（取排水施設工）の概成（予定）。 ・加納元町調節池（Ⅰ期、Ⅱ期）事業（本土工）の推進。</p> <p>○下水道 ・枚岡河内中央増補幹線外4幹線の整備の推進。</p> <p><地下空間対策の促進（危機管理室）> ○引き続き、改訂した「地下空間浸水対策計画」をもとに各管理者が避難確保・浸水防止計画を改訂するよう大阪市地下空間浸水対策協議会（事務局：大阪市）を通じて施設管理者へ働きかける。</p>

《起きてはならない最悪の事態》

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

評価

A

◎土石流対策（2箇所）や急傾斜地崩壊対策（3箇所）の概成、治山ダムの設置（31基）など土砂災害対策や山地災害対策の取組みが進みました。

<p>令和6年度の 主な取組み実績</p>	<p><土砂災害対策（都市整備部）> ○土石流対策として30箇所で施設整備を実施し、北川が概成、急傾斜地崩壊対策として9箇所で施設整備を実施し、上田原(2)地区、中佐備地区、上代町(3)-2地区を概成した。 ○特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強補助制度について周知等を実施した。</p> <p><山地災害対策（環境農林水産部）> ○土砂の流出・崩壊防止、流木対策等として治山ダムを設置し、31基が完成した。</p>
<p>令和7年度の 主な取組み予定</p>	<p><土砂災害対策（都市整備部）> ○土石流対策を二釜南など32箇所、急傾斜地崩壊対策を下河内(4)地区など7箇所を実施。 ○特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強補助制度の活用を支援。</p> <p><山地災害対策（環境農林水産部）> ○土砂の流出・崩壊防止、流木対策等として治山ダムを設置し、14基を完成させる。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

《起きてはならない最悪の事態》

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

評価

A

◎ 備蓄物資の配送ルートの検証や搬出入訓練、医薬品・医療用資機材の確保など取り組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取り組み実績</p>	<p>＜食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の対策（危機管理室）＞</p> <ul style="list-style-type: none">○北部拠点・中部拠点・南部拠点を使用した配送ルートの検証を市町村と共に実施し、実効性の確認を行った。○大阪府トラック協会と物資搬出・搬入訓練、搬送訓練を実施し、検証および意見交換を実施した。○市町村に対しラストマイル(市町村配送マニュアル)の策定状況の調査を実施するとともに、訓練を実施した市町村に、実施結果を踏まえたラストマイルの作成(作成済みの市町村には、マニュアルの修正)を依頼した。○南部広域防災拠点において、物流事業者による物資のレイアウト変更を行うとともに、作業マニュアルを作成することで、物資搬出迅速化を行った。 <p>＜医薬品、医療用資機材の確保（健康医療部）＞</p> <ul style="list-style-type: none">○災害発生時の傷病者に対して、医薬品等の提供が行えるよう、災害拠点病院及び府内卸売販売業者等を対象とした医薬品等の備蓄・管理に関する業務委託を行った。○備蓄品の品目、数量の点検と確保を行った。 <p>＜井戸水等による生活用水の確保（健康医療部）＞</p> <ul style="list-style-type: none">○災害時協力井戸の登録について、ホームページや保健所窓口等で継続的に呼びかけた。○災害時協力井戸に関するホームページについて年 1 回定期的に更新を行うとともに、適宜、市にも情報照会を行いながら井戸所在情報を発信した。 <p>【災害時協力井戸登録数】1384 箇所（令和 6 年度末）</p>
<p>令和 7 年度の 主な取り組み予定</p>	<p>＜食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の対策（危機管理室）＞</p> <ul style="list-style-type: none">○引き続き府内市町村と合同で訓練を行う。○R6 年度に訓練を実施しなかった市町村に対しても、ラストマイルの作成を依頼する。○引き続き、誰もが過ごしやすい避難所となるよう、避難所生活の Q O L 向上に向け、市町村とともに備蓄のあり方等について検討し、必要な備蓄物資を調達していく。 <p>＜医薬品、医療用資機材の確保（健康医療部）＞</p> <ul style="list-style-type: none">○災害発生時に必要となる医薬品等について、備蓄体制を確保するよう推進する。○備蓄品の品目、数量の点検と確保を行う。 <p>＜井戸水等による生活用水の確保（健康医療部）＞</p> <ul style="list-style-type: none">○災害時協力井戸の登録事業の推進。○ホームページにおける事業周知及び登録状況の提供、登録情報の再確認。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

評価

A

◎ 広域緊急交通路等の橋梁の耐震化や防災・減災に資する道路ネットワークの整備、山間部の法面対策、救出救助活動体制の充実・強化など取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><広域緊急交通路等の通行機能の確保（都市整備部）> ○広域緊急交通路等の橋梁（橋長 15m 未満等）を耐震化し、R6 年度 22 橋完了した。（46/46 橋完了） ○防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備を実施し、6.6km 推進、うち 2.4km 完了した。（40.4/42.8km 完了）</p> <p><道路防災対策（山間部の法面対策等）（都市整備部）> ○R6 年度 51 箇所完了した。（10 年間で実施を予定していたすべての要対策箇所（271 箇所）において対策が完了）</p> <p><救出救助活動体制の充実・強化（警察本部）> ○能登半島地震及び能登半島豪雨発生に伴い、救出救助部隊を現場派遣し、被災現場における救助活動に従事した。 ○自衛隊・消防等との合同訓練を実施し、救出救助技術の向上を図った。</p>
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><広域緊急交通路等の通行機能の確保（都市整備部）> ○大河川（直轄管理）を跨ぐ橋梁の耐震化を推進 6 橋が耐震化推進中、うち 2 橋の耐震化完了予定 ○防災・減災に資する道路ネットワークの強化・整備 4.2km 推進、うち 1.8km 完了予定（42.8/42.8km 完了） ○広域緊急交通路における盛土のり面（高盛土（10m 以上）かつ集水地形）箇所の対策を推進 高盛土対策必要箇所 全 3 箇所に着手</p> <p><道路防災対策（山間部の法面対策等）（都市整備部）> ○令和 3 年道路防災点検の要対策箇所（約 140 箇所）のうち、約 30 箇所の対策に着手（うち、3 箇所が緊急輸送路の高盛土対策）</p> <p><救出救助活動体制の充実・強化（警察本部）> ○救出救助活動に必要な装備資器材の充実 ○救出救助技術の向上、ヘリコプターを活用した救出救助体制の強化</p>

《起きてはならない最悪の事態》

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

評価
A

◎市町村消防の広域化や救急救命士の要請・能力向上、後方支援活動拠点の拡張整備など救助・救急活動に関する取組みが進みました。

<p>令和6年度の 主な取組み実績</p>	<p><緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進（危機管理室）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪府震災訓練実施時に大阪市消防局方面隊を大阪府消防応援活動調整副本部長（指揮支援部隊長）及び本部員として招集し、調整本部の設置・運用について確認を行うなど、緊急消防援助隊の受入体制の充実強化を図った。 ○「大阪府消防広域化推進計画」に基づき、勉強会へのオブザーバー参加や各種情報の提供など、府内消防本部の広域化や連携協力の取組に対する支援を行った。また、広域化対象市町村の組合せ（ブロック）を8ブロックから7ブロックとする当該計画の一部改定を行った。 <p><救急救命士の養成・能力向上（危機管理室）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害に多数発生するクラッシュ症候群に対応できる救急救命士を94名養成した。 ○指導救命士を31名養成した。 ※府内救急救命士有資格者数：2,484名（R6.4.1現在） ※府内指導救命士有資格者数：157名（R6.4.1現在） <p><後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保（危機管理室・都市整備部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○後方支援活動拠点等となる府営公園を712ha拡張する整備を実施した（久宝寺緑地、蜻蛉池公園）。 ○令和6年6月大泉緑地、令和7年1月久宝寺緑地において、救助機関である自衛隊及び大阪市消防局（航空隊）と連携した展開訓練を実施した。 ○後方支援活動拠点について、関係機関と合同で現場立会を行い、課題の抽出を行った。
<p>令和7年度の 主な取組み予定</p>	<p><緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進（危機管理室）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○「大阪府緊急消防援助隊受援計画」に基づき、代表消防機関である大阪市消防局と連携し、震災訓練などの機会において緊急消防援助隊の受入体制の充実強化を図っていく。 ○令和8年度実施予定の緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練に向けて、代表消防機関の大阪市消防局及び関係機関（自衛隊・警察等）と連携を図り、適切な訓練場所の確保及び訓練項目の決定等、当該訓練が緊急消防援助隊の受入体制の更なる充実強化に繋がるよう、万全の準備を期す。 ○一部改定後の大阪府消防広域化推進計画に基づき、広域化や連携・協力に向けた各消防本部の取組を支援する。 <p><救急救命士の養成・能力向上（危機管理室）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村消防のニーズ把握を行い、救急救命士の計画的な養成を継続する。 ○救急業務全体の質の向上、及び大規模災害時の対応訓練を日常的に行えるような体制の構築を図るため、指導救命士の目標認定者数を維持できるように計画的に養成する。 <p><後方支援活動拠点の整備充実と広域避難地等の確保（危機管理室・都市整備部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○後方支援活動拠点等となる府営公園を714ha拡張する整備を推進する（久宝寺緑地、蜻蛉池公園他）。 ○訓練等を通じて広域支援部隊の受入等、各種マニュアル・計画について検証を行う。 ○後方支援活動拠点について、抽出した課題に基づき、受入計画の見直しを行う。

《起きてはならない最悪の事態》

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

評価
A

◎帰宅困難者の受入れ等に関する協定の締結、国・鉄道事業者との情報伝達訓練など帰宅困難者対策の取組みが進みました。

<p>令和6年度の 主な取組み実績</p>	<p><帰宅困難者対策（危機管理室・都市整備部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○一斉帰宅の抑制については、啓発動画を活用しつつ、「社員と会社を守る防災ガイド」の内容について、各種防災イベントでの講演会や企業への防災講演を行うことで、社内待機の必要性を働きかけた。 ○防災イベントにおいてチラシを配布することにより超簡易版BCPの策定を事業者に働きかけた。 ○ターミナルの混乱防止について、府有・府立施設を一時滞在施設として確保するため、大阪市の協定締結に協力するとともに、ターミナル協議会参加企業への一斉帰宅の抑制について周知した。また、災害時における旅行者の受入れ等に関する協定については、府市の危機管理部局と観光部局が連携し、2施設と新たに締結した。 ○帰宅支援については、万博来場者の帰宅支援策について万博協会や大阪市と検討を行い、関係機関合同での令和6年11月13日に図上訓練を実施、令和7年3月19日に万博マニュアル検証訓練を実施した。図上訓練においては、関西広域連合にも参加いただき、広域でのバス要請についての流れを確認した。 ○令和6年9月及び令和7年1月に、近畿運輸局や鉄道事業者と運行情報伝達訓練を行った。
<p>令和7年度の 主な取組み予定</p>	<p><帰宅困難者対策（危機管理室・都市整備部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○一斉帰宅の抑制について、企業に社内待機の準備をするよう働きかけていく。 ○超簡易版BCPを引き続き事業者に働きかける。 ○ターミナルの混乱防止については、府有施設や府立施設を一時滞在施設として確保を希望する市町村に提供できるよう協力するとともに、事業者団体に対して、広域的な立場から一時滞在施設の提供の協力を求める。また、引き続き府及び大阪市の観光部局とも連携し、災害時における旅行者の受入れ等に関する協定についても締結先が増えるよう進めていく。さらに、防災アプリのマップ上において、一時滞在施設の情報を逐次追加する。 ○帰宅支援については、国ガイドライン改訂に伴い、関西広域連合ガイドラインを改正して、関西広域連合の協議会において訓練を実施するとともに、実行性確保に向けて各関係機関との調整を進める。 ○近畿運輸局や鉄道事業者と連携して、大規模な地震発生時における鉄道の運行情報等に関する情報伝達訓練を実施し、情報集約や伝達の充実を図る。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

評価

A

◎ 病院の耐震化（耐震改修工事 5 病院）支援や災害時の本部機能の充実・強化に係る研修など医療機能確保、SCU の運営体制の充実・強化の取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><病院・社会福祉施設の耐震化（福祉部・健康医療部）> ○5 病院に対して補助金を交付し、耐震改修工事を実施した。</p> <p><災害医療体制の整備（健康医療部）> ○外部団体に委託し、府内に従事する医師、看護師を対象に、災害時に円滑で適正な医療活動ができるよう、災害医療基礎研修や災害医療コーディネーター研修等を実施し、体制の充実を図った。 ○府内医療機関及び保健所職員を対象に EMIS 入力訓練を実施し、EMIS の重要性の周知を図った。 ○近畿地方 DMAT ブロック訓練を開催し、府内医療機関や DMAT、関係団体、他府県の DMAT やドクターヘリといった多数の機関の参加を得て、災害対応力の向上を図った。 ○浸水対策事業費補助制度を構築した。 ・浸水想定区域(100 年に一度程度発生する規模の大雨による洪水浸水想定区域等)に所在する病院のうち、浸水未対策の病院に対し、補助金活用による必要な資材の整備を奨励した。(R6 実績：56 病院) ・浸水対策の専門家、浸水被害を経験した病院、簡易止水板メーカー等による浸水対策に係る研修会を実施した。(R6 実績：2 回)</p> <p><SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）の運営体制の充実・強化（健康医療部）> ○大阪国際空港の SCU 運営協議会の作業部会を R6.5.8 に開催し、運営マニュアル策定に向けた意見交換を実施した。SCU 設置場所について、空港管理者と協議を進めていくことで了承を得た。 ○関西国際空港、大阪国際空港での SCU 展開場所の確保に向け、空港運営会社である関西エアポート(株)と R7.3.10 に協定を締結し、両空港の SCU 展開候補地を確保した。 ○八尾 SCU の運営体制整備に向け、資機材の棚卸し、設備補修等を実施した。 R7.1.17 に八尾 SCU を使用し、DMAT・消防・自衛隊等と連携した航空搬送訓練を実施した。</p>
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><病院・社会福祉施設の耐震化（福祉部・健康医療部）> ○国補助制度の周知や活用を図りながら、病院、社会福祉施設の耐震化の促進を図る。 ○災害医療協力病院に対する耐震診断補助制度を創設する。</p> <p><災害医療体制の整備（健康医療部）> ○災害医療訓練を年 1 回以上実施し、関係機関等との連携や災害時の対応強化、本部機能の充実・強化を含めた体制の整備を行う。 ○基幹災害拠点病院等と連携し、DMAT の養成・技能向上や災害医療コーディネーター養成、災害時における病院支援等に関する研修会を実施する。 ○業事分野に特化した研修を行い、災害業務コーディネーターを養成する。 ○浸水対策事業費補助制度について、引き続き補助金活用による必要な資材の整備を奨励していく。併せて浸水対策に係る研修会を実施する。 ○DMAT の活動範囲の変化に対応できるよう、災害拠点病院の資機材整備等の体制充実を図る。</p> <p><SCU（広域搬送拠点臨時医療施設）の運営体制の充実・強化（健康医療部）> ○関西国際空港、大阪国際空港、八尾の各 SCU 協議会を開催し、SCU 展開場所に応じた運営マニュアルの策定を推進する。 ○各 SCU における必要な資機材を協議会等の中で議論し、必要な資機材の更新や導入を行う。</p>

2-6 被災地における疫病・感染症等大規模発生

評価

A

◎ 食品関係施設への監視指導や災害時の感染症対策の啓発、近畿府県地方衛生研究所の相互協力体制の強化など疫病・感染症対策の取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p>＜被災地域の食品衛生監視活動（健康医療部）＞</p> <ul style="list-style-type: none">○広域に流通する食品製造施設や大量調理施設等を中心に食品関係施設への監視指導を実施するとともに、府内の各保健所等において食品の衛生管理等について講習会を実施することで、平常時はもとより被災時においても食品衛生が確保できるよう努めた。○令和 4 年度より、関西広域連合において構成自治体で協議の上、令和 7 年 3 月「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」を決定した。（施行は令和 7 年 6 月 1 日） <p>＜被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施（健康医療部）＞</p> <ul style="list-style-type: none">○大阪府ホームページ「災害と感染症」に掲載している厚労省リーフレットを更新し、府民に対して啓発を行った。○厚生労働省事務連絡で台風や大雨、地震に係る感染症予防対策等について発出（計 4 回）され、これに基づき府保健所や各市町村保健医療主管部局等に災害時の感染症対策について周知を行った。 <p>＜健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所相互協力体制の強化（健康医療部）＞</p> <ul style="list-style-type: none">○地方衛生研究所全国協議会近畿支部総会などの会議において、健康危機対処計画の策定状況や課題などについて意見交換するとともに、地研の連絡窓口リストを更新するなど、健康危機発生時における協力体制を確認した。○地研近畿ブロックの健康危機管理模擬訓練を主催し、その結果を近畿支部疫学情報部会研究会で報告し、健康危機対応や検査等の体制について確認や意見交換を行った。
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p>＜被災地域の食品衛生監視活動（健康医療部）＞</p> <ul style="list-style-type: none">○食品関係施設への監視指導及び衛生講習会並びに消費者への広報及び衛生講習会を効果的・効率的にできるよう検討し実施予定。○関西広域連合における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針を受け、府県の区域を越えた営業許可の相互乗り入れについて検討を行い、和歌山県市と実施予定。 <p>＜被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施（健康医療部）＞</p> <ul style="list-style-type: none">○災害時の感染症対策に係る情報を府ホームページに掲載し、府民に対して啓発を行う。○市町村との連携体制を強化し、国から災害時の感染症対策に係る通知が発出された場合、速やかに共有を行う。○災害時感染症制御チーム（DICT）の体制把握など感染症制御に関する情報収集を行う。 <p>＜健康危機発生時における近畿府県地方衛生研究所相互協力体制の強化（健康医療部）＞</p> <ul style="list-style-type: none">○地方衛生研究所全国協議会近畿支部の会議や専門家会議等を通じ、近畿府県地方衛生研究所との相互協力体制を確認する。○地方衛生研究所全国協議会近畿ブロック会議において、広域連携体制の確認を行う。○広域連携マニュアルに基づき、他の地方衛生研究所の依頼により相互技術研修を実施する。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

評価

A

◎「避難所運営マニュアル作成指針」の改訂や DWAT チーム員養成研修など避難生活環境に関する取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><避難所の確保と運営体制の確立（危機管理室）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所で QOL 向上を図るため、組立式洋式水洗トイレを 500 基導入等、物資の確保を図った。 ○QOL 向上のために新たに防災協定を締結するとともに、すでに締結している防災協定の実効性を図るため、協定先への訪問を行い、発災時の対応についての認識を共有した。 ○能登半島地震への被災地支援等の経験を踏まえ、「避難所における環境衛生対策ガイド」を改訂し、市町村担当課へ情報提供するとともに、大阪府ホームページに掲載した。 <p><災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム等）の確保体制の充実・強化（福祉部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害派遣福祉チーム（DWAT）の体制の充実・強化に向けて、災害福祉支援ネットワーク会議を 2 回開催するとともに、京都府・奈良県との合同養成研修など研修を 5 回開催し、スキルアップを図った。 ○令和 6 年能登半島地震の派遣を踏まえ、感謝状贈呈式や大阪 DWAT 本部訓練、先遣隊派遣訓練などを実施した。 <p><被災者・要配慮者への健康相談や連携支援等の実施による災害関連死の防止（健康医療部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪府訪問看護ステーション協会と連携し、令和元年度に整備した非常用電源を設置する訪問看護ステーション（設置ステーション）を、地域の人工呼吸器装着患者数を踏まえた体制に再整備した。また、災害による停電を想定した連絡体制確認訓練や、非常用電源の運搬訓練を行った。 ○かかりつけ医や積極的医療機関による在宅人工呼吸器装着患者のための非常用電源の整備に係る支援を行った。（112 施設） ○発災時、停電等が発生した場合に備え、在宅で人工呼吸器等を使用する難病児者への電源供給について民間企業等と調整を行った。
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><避難所の確保と運営体制の確立（危機管理室）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所の QOL について、女性の視点も取り入れつつ、必要物資を確保するとともに協定の締結数を充実する等の取組みを行っていく。 ○避難所開設訓練等において、炊き出し設備等を活用した訓練等を実施し、実効性を確保していく。 ○市町村の避難所開設訓練に参加し、「避難所における環境衛生対策ガイド」を使い、環境衛生対策の重要性を周知する。 <p><災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム等）の確保体制の充実・強化（福祉部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでに引き続き、「大阪 DWAT」の更なるチーム力の向上を図るため、ネットワーク会議の開催や、合同養成研修による新たなチーム員の養成、ステップアップ研修等を実施する。 ○令和 6 年能登半島地震での派遣で明らかになった課題を踏まえ、災害時における福祉支援体制の充実・強化を進める。 <p><被災者・要配慮者への健康相談や連携支援等の実施による災害関連死の防止（健康医療部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪府訪問看護ステーション協会との連携により、在宅人工呼吸器装着患者のための非常用電源確保等に係る支援を行う。 ○かかりつけ医や積極的医療機関による在宅人工呼吸器装着患者のための非常用電源確保等に係る支援を行う。 ○発災時に在宅人工呼吸器装着難病患者に対して見守り活動等を行う「ひな人サポーター」を育成する。 ○近畿ブロック D H E A T 協議会において、合同研修訓練を実施する。（R7 担当：和歌山県） ○災害関連死のリスク軽減を図るため、関係者間で情報等を共有する仕組みを構築する。（災害関連死防止対策シテム）

3 必要不可欠な行政機能は確保する

《起きてはならない最悪の事態》

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

評価

A

◎主要交差点の信号機の電源対策など通行機能の確保の取組みなど地域の安全の確保の取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><広域緊急交通路等の通行機能の確保（警察本部）> ○府下の主要交差点に設置されている信号機電源付加装置の更新及び高度化を実施した。 ○信号機における電源付加装置の更新等に伴い、各警察署が電源付加装置の有無・種類を確認できるよう情報管理システムの内容を更新した。 ○災害発生直後における緊急交通路等の確保のため、大阪府を中心に、鉄道事業者等と調整し、発災時における閉鎖踏切優先解放の連絡体制について確認した。</p> <p><発災時における地域の安全の確保（警察本部）> ○能登半島地震発生に伴い、警ら部隊、生活安全部隊などを現場派遣し、被災現場における警戒活動や避難所訪問に従事した。 ○能登半島地震、能登半島豪雨発生に伴い、府警ヘリコプターを現場派遣し、被災情報収集等に従事した。</p>
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><広域緊急交通路等の通行機能の確保（警察本部）> ○緊急交通路指定予定路線 14 路線を中心に、停電信号機への電源供給バックアップ設備の整備及び更新を実施。 ○災害発生時に鉄道が運行停止した際の閉鎖踏切の情報収集及び早期の閉鎖解除に向けて、鉄道事業者及び大阪府等の関係機関と連携を図り、継続して協議を実施。</p> <p><発災時における地域の安全の確保（警察本部）> ○各種防災組織との情報共有及び連携の強化 ○ヘリコプター等の運用による情報収集能力の強化</p>

《起きてはならない最悪の事態》

3-2 府庁機能の機能不全

評価

A

◎研修・訓練による大阪府の初動体制の運用・改善や、防災情報システムの改善、「大阪防災アプリ」の提供開始など、災害時の府庁機能を確保する取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><防災情報の収集・伝達（危機管理室）> ○防災情報システムの不具合はもとより、市町村からの改善要望について改修を検討し、必要に応じて対応を行った。 ○おおさか防災ネットのポータルサイトについてはライフライン情報がより見やすくなるよう整理し更新した。 ○「大阪防災アプリ」について、気象台から都道府県ごとに発表される、線状降水帯予測の単位に変更した改修のほか、公衆無線 LAN や大気環境情報（PM2.5・光化学スモッグ）等の情報提供を開始するなどの機能改善を行った。また、客室テレビでの多言語サイネージ広告の放映や、民間のデジタルサイネージでの動画の通年放映を実施した。</p> <p><大阪府の初動体制の運用・改善（全部局）> ○各部局のBCPを所管する担当者を対象とした研修会を実施するとともに、地震・津波災害対策訓練において、非常時優先業務に係る初動確認や、咲洲庁舎が津波警報により使用不可能となった場合を想定した災害対応体制を確認し、災害対応力の向上を図った。 ○新規採用職員研修等で、BCPについて説明を行い、災害時における対応について職員の意識向上を図った。 ○個人備蓄の推進に向けた庁内周知を実施した。</p>
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><防災情報の収集・伝達（危機管理室）> ○防災情報システムを運用していく中で出てきた課題や市町村からの要望について検討し、必要に応じて改善を行う。 ○「大阪防災アプリ」の管理・運用を行うとともに、広く周知を図る。</p> <p><大阪府の初動体制の運用・改善（全部局）> ○地震発生後も、府庁として必要な行政機能の維持と府民サービスに努めるため、業務資源の変更等に応じて、BCPを改訂・運用するとともに、BCPの職員への周知や定期的な訓練等を実施し、職員の意識向上を図る。 ○災害時には、危機管理部局だけでなく、全庁による災害対応体制がスムーズに取れるよう、あらかじめ職員の理解が必要である。そのため、訓練等を通じて職員への周知を図り、非常時優先業務の対応能力の向上を図るとともに、BCPをより実効性のあるものにするため、非常時優先業務などBCPの点検を実施する。 ○令和7年度を目途に、大阪府受援・応援計画の改定と、市町村の受援計画の策定・改定に向けてサポートを行う。</p>

3-3 市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

評価

A

◎市町村の受援計画や地域防災計画の策定支援など市町村の行政機能確保の取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><地震災害に備えた市町村に対する支援（危機管理室）></p> <ul style="list-style-type: none">○市町村を対象とした業務継続計画や非常用電源に関する調査を実施し、特に重要な 6 要素（①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、③電気、水、食料等の確保、④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、⑤重要な行政データのバックアップ、⑥非常時優先業務の整理）や受援計画の進捗状況及び非常用電源の確保状況を把握した上で、必要な対策を講じるよう府内市町村に働きかけを行った。また、業務継続計画等の重要 6 要素に係るフォローアップ調査を実施し、調査結果をふまえて支援を行った。（新たに 10 市町村が作成）○簡易版受援計画作成済みで、受援計画未策定の市町村に対し、研修等による支援を実施した。受援計画策定済みの市町村に対しては、受援計画に係る訓練の事例の共有を行った。○能登半島地震の振り返りを踏まえ、府の手引書・ひな型を改訂し、市町村へ周知した。 <p><市町村地域防災計画の策定支援（危機管理室）></p> <ul style="list-style-type: none">○防災・災害対策の推進の基本となる市町村地域防災計画の修正等が効率的に進むように、大阪府地域防災計画を修正する度に修正のポイントを整理したチェックシートを作成した。○市町村の地域防災計画の修正に対し、情報提供・助言等を 14 市町村に実施した。
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><地震災害に備えた市町村に対する支援（危機管理室）></p> <ul style="list-style-type: none">○特に重要な 6 要素や受援計画の進捗状況、及び非常用電源の確保状況を把握するため、市町村を対象とした業務継続計画や非常用電源に関する調査を実施し、令和 6 年度に実施した「業務継続計画等の重要 6 要素に係るフォローアップ調査」の結果もふまえて、必要な対策を講じるよう、府内市町村に働きかけを行う。○引き続き、受援計画の策定や充実が図られるよう、市町村への支援を実施する。 <p><市町村地域防災計画の策定支援（危機管理室）></p> <ul style="list-style-type: none">○大阪府地域防災計画の修正に合わせて、修正のポイントを整理したチェックシートを作成し、修正内容が市町村地域防災計画に早期に反映されるよう修正を促す。○市町村地域防災計画の円滑な修正のため、情報提供・助言等を実施する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

《起きてはならない最悪の事態》

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

評価

A

◎ 防災行政無線の保守点検、土砂災害防災情報システムの再整備など、通信インフラ機能確保の取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><防災行政無線による迅速・的確な情報連絡体制確保（危機管理室）> ○防災行政無線設備の正常な機能を維持するため、保守点検を行い、情報連絡体制を確保した。</p> <p><河川の防災テレメータの整備（都市整備部）> ○土砂災害防災情報システムの再整備を推進した。 ○洪水予報システムの改良を推進した。</p>
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><防災行政無線による迅速・的確な情報連絡体制確保（危機管理室）> ○防災行政無線設備の正常な機能を維持するため、保守点検を行い、情報連絡体制を確保する。 ○大阪府防災行政無線で活用している衛星無線（地域衛星通信ネットワーク 第 2 世代）が終期を迎えるため、第 3 世代へと更新するための再整備工事を行う。 ○機器の老朽化に伴う地上系防災行政無線の再構築に向け、R 8 年度に行う設計に係る準備を行う。</p> <p><河川の防災テレメータの整備（都市整備部）> ○土砂災害防災情報システムの再整備の完了 ○洪水予報システムの改良の運用開始</p>

《起きてはならない最悪の事態》

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない 事態

評価

A

◎ 災害情報発信訓練の実施や多言語対応の「大阪防災アプリ」提供開始など災害情報伝達の取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><災害時の府民への広報体制の整備・充実（危機管理室・政策企画部・府民文化部）> ○災害時に迅速に情報発信が行えるよう災害情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替方法の確認、SNS で発信等）を実施した。 ○主に外国人を対象とした災害情報発信について関係部局と協議を行った。 ○府ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き実施した。</p> <p><在在外国人への情報発信充実（危機管理室・府民文化部）> ○携帯サイズの防災カードを、府内市町村や国際交流協会、在関西総領事館、府内日本語学校に配布し、大阪防災アプリを周知した。また、外国人の方と接点のある在関西総領事館や大阪出入国在留管理局、地域の国際交流協会へ大阪防災アプリの英語版チラシを配布し周知した。 ○大阪防災アプリについて、各種イベントで周知するとともに、市町村等が参加する会議の場で、チラシを配布し、広報を依頼した。また、大阪大学との連携協定に基づき、行動経済学のナッジ理論を取り入れたアプリの啓発動画を作成した。</p>
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><災害時の府民への広報体制の整備・充実（危機管理室・政策企画部・府民文化部）> ○災害時に迅速に情報発信が行えるよう災害情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替方法の確認、SNS で発信等）を実施 ○災害情報発信について、災害情報発信について関係部局と協議 ○ホームページを多言語対応するための自動翻訳サービスを引き続き実施</p> <p><在在外国人への情報発信充実（危機管理室・府民文化部）> ○「大阪防災アプリ」の管理・運用を行うとともに、広く周知を図る。</p>

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

評価

A

- ◎ 防災情報の発信体制の強化（公衆無線 LAN の情報提供）やハザードマップ周知など、避難行動や救助・支援を遅らせない取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><メディアとの連携強化（危機管理室）> ○一般財団法人マルチメディア振興センターが運営している L アラートの今後（有料化）について、同センターから情報収集を行った。</p> <p><地震・津波ハザードマップ等の作成（改訂）支援・活用（危機管理室・都市整備部）> ○様々な啓発ツール（防災講演、防災エクス（旧ツイッター）、府のホームページ等）を用い、継続的にハザードマップの有効性を伝え、府民の適切な避難行動につながるよう働きかけた。 ○府民意識の調査結果も踏まえ設定した R6 年度重点テーマを「避難場所・避難経路、ハザードマップ」とし、それらの情報を搭載した「大阪防災アプリ」の活用について、重点的に啓発を実施した。</p> <p><ため池防災・減災対策の推進（環境農林水産部）> ○ため池防災、減災アクションプランに基づく耐震診断の結果を踏まえ、低水位管理や耐震補強等の必要な対策を 19 箇所に実施した。 ○出先の事務所管内ごとに、講義形式によるため池管理者研修を 5 回実施したほか、管理者がいつでも研修内容を振り返りができるよう、YouTube を活用した研修動画を公開した。研修内容については、ため池関連の法令に関すること、日常の点検に関すること、異常を見つけたときの対応に関することのほか、緊急時の水位低下のためのサイフォン装置の紹介、ため池管理アプリ使用に向けた説明を実施した。</p>
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><メディアとの連携強化（危機管理室）> ○引き続き、L アラートの今後について情報収集を行い、方向性が示された場合には検討を行う。</p> <p><地震・津波ハザードマップ等の作成（改訂）支援・活用（危機管理室・都市整備部）> ○様々な啓発ツール（防災講演、防災エクス（旧ツイッター）、府のホームページ等）を用い、継続的にハザードマップの有効性を伝え、府民の適切な避難行動につながるよう働きかける。</p> <p><ため池防災・減災対策の推進（環境農林水産部）> ○ため池防災、減災アクションプランに基づく耐震診断結果を踏まえた、低水位管理や耐震補強等の必要な対策を実施する。 ○ため池管理者を対象に、簡易な点検実施と府・市町村への迅速な報告等に関する研修会を実施する。</p>

5 経済活動を機能不全に陥らせない

《起きてはならない最悪の事態》

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

評価

A

◎中小企業への BCP 策定支援や普及啓発等による企業の事業継続の取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><中小企業の事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組み支援 (商工労働部・危機管理室) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○BCP 普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催 28 回 419 名 (小規模補助金事業：商工会・商工会議所実施) ○コンサルタント等の専門家による BCP 策定支援の実施 113 社 (小規模補助金事業：府商工会連合会実施) ○中小企業組合等に対する BCP 普及啓発セミナー等の開催 BCP 策定支援 28 団体 ○民間企業等との連携による普及啓発を実施 ○近畿経済産業局との連携協定に基づく BCP 大阪府スタイルの普及推進
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><中小企業の事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM) の取組み支援 (商工労働部・危機管理室) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○BCP 普及啓発セミナー・ワークショップ等の開催 ○コンサルタント等の専門家による BCP 策定支援の実施 (小規模補助金事業：府商工会連合会実施) ○中小企業組合等に対する BCP 普及啓発セミナー等の開催 ○民間企業等との連携による普及啓発 ○近畿経済産業局との連携協定に基づく BCP 大阪府スタイルの普及推進

《起きてはならない最悪の事態》

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

評価

A

◎各ライフライン機関との地震・津波災害対策訓練の実施や「おおさかスマートエネルギープラン」に基づく各種事業の実施などライフライン確保等の取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><ライフラインの確保等 (危機管理室・環境農林水産部) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震・津波災害対策訓練等の機会を通じ、各ライフライン機関との連絡・連携体制の確認を実施。災害時に優先して電力供給を検討する重要施設の見直しを行った。 ○国の医療提供体制施設整備交付金を活用し、府内災害拠点病院 5 病院に対し、非常用自家発電設備設置に係る一部工事費用を補助した。病院における B C P 策定に関する研修を通じて、非常用自家発電設備の設置等の事前対策の重要性を周知した。 ○太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進するため、「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、各種事業を実施した。
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><ライフラインの確保等 (危機管理室・環境農林水産部) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○府内災害拠点病院に対して、引き続き非常自家発電設備及び備蓄燃料の適切な管理について支援していく。 ○災害に強い自立・分散型エネルギーシステムとしての太陽光発電、燃料電池を含めたコージェネレーション、蓄電池等の普及促進のため、「おおさかスマートエネルギープラン」に基づく取組みを推進する。

《起きてはならない最悪の事態》

5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

評価

A

◎ 特定事業者による対策計画の進行管理や初動対応訓練の実施など石油コンビナート防災対策の取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><石油コンビナート防災対策（危機管理室）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定事業者による対策計画の進行管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 期対策計画（R3～R5）の R5 年度実績及び第 1～3 期対策計画（H27～R5）の実績をとりまとめ、公表した。 ・ ガイドラインに基づき、緊急遮断弁の設置及びその代替措置、重要施設等の浸水対策、津波避難計画の見直しなどの取組を引き続き促進した。また、特定事業所による実地訓練と現地連絡所設置訓練を同時に実施することにより、実施訓練の充実を図るとともに、府ホームページに訓練内容を掲載することなどにより、取組の PR をおこなった。また、地域連携強化のため、立地市町や管轄消防との情報共有を行った。 ○ 津波避難に関する啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業者以外の事業者が津波避難計画を作成でき、かつ、全事業者が確認できるよう津波避難に関する啓発資料をホームページ上で公開し、自主的な取組を呼びかけた。また、堺市とコンビナート区域の避難経路確保に係る取組について情報交換を行った。 ○ 泡消火薬剤の計画的な更新 <ul style="list-style-type: none"> ・ 泡消火薬剤を 1.3 キロリットル購入し、計画的な更新を行った。 ○ 高石大橋のアクセス情報システムの運営管理と、事業所向け研修資料にシステムの紹介を掲載し、周知、広報を行った。
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><石油コンビナート防災対策（危機管理室）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定事業者による対策計画の進行管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインに基づく R6 年度実績を取りまとめ、公表する。 ・ ガイドラインに基づき、緊急遮断弁の設置及びその代替措置、重要施設等の浸水対策、津波避難計画の見直しなどの取組を引き続き促進する。 ・ ガイドラインに基づき、特定事業所による防災訓練内容の充実化を図る。 ・ 訓練実施内容については府ホームページに掲載する等して取組 PR を行う。 ・ 地域連携強化のため、立地市町や管轄消防との情報共有を行う。 ○ 津波避難に関する啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に区域内従業員等が避難できるよう、先行事例の紹介を行う等して取組を促進する。 ○ 泡消火薬剤の計画的な更新に取り組む。 ○ 高石大橋のアクセス情報提供に係る周知・広報の実施。

《起きてはならない最悪の事態》

5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

評価

A

◎ 航路啓開訓練の実施や、被災時におけるアクセス確保など海上輸送の機能確保の取組みを行いました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><迅速な航路啓開の実施（大阪港湾局）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携した航路啓開訓練を実施した。 <p><代替港湾の設定・アクセス確保（大阪港湾局）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災時におけるアクセスを確保するため、港湾 BCP の実効性を高める訓練を実施した。 <p><広域緊急交通路等の通行機能の確保（大阪港湾局）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震強化岸壁（国直轄事業）を早期に着手できるよう、国に対して、要望活動を行った。
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><迅速な航路啓開の実施（大阪港湾局）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携した航路啓開訓練を実施する。 <p><代替港湾の設定・アクセス確保（大阪港湾局）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災時におけるアクセスを確保するため、港湾 BCP の実効性を高める訓練を実施する。 <p><広域緊急交通路等の通行機能の確保（大阪港湾局）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震強化岸壁（国直轄事業）を早期に着手できるよう、国に整備を働きかける。

《起きてはならない最悪の事態》

5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

評価

A

◎ 淀川左岸線（2期）等の整備促進や、リニア中央新幹線・北陸新幹線の早期着工等に向けた国への働きかけなど基幹的交通ネットワークの機能確保の取組みが進みました。

<p>令和6年度の 主な取組み実績</p>	<p>＜高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備（都市整備部）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪府や関西経済連合会等で構成される関西高速道路ネットワーク推進協議会において、淀川左岸線（2期）及び延伸部の早期整備や予算確保を国に対し要望した。 ○大阪府や京都府等で構成される新名神高速道路建設促進協議会において、新名神高速道路の早期全線開通と、6車線化の早期完成を国等に対し要望した。 ○「国の施策並びに予算に関する大阪府の提案・要望」において、淀川左岸線（2期）及び延伸部については早期整備や予算確保を、新名神高速道路については暫定4車線での早期全線完成と、6車線化の整備推進を国に対し要望した。 <p>＜広域的な高速鉄道ネットワークの実現（都市整備部）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リニア中央新幹線の早期着工・全線開業の実現に向け、官民一体の地元協議会等を通じ、国に働きかけた結果、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に「全線開業に係る現行の想定時期（最速2037年）の下、適切に整備が進むよう、必要な指導及び技術的支援を行う」と明記された。また、R6年7月には、行政課題等を共有し、連携をより深めることを目的として、国土交通省、JR東海、沿線3府県で構成する「リニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進連携会議」を設置した。 ○北陸新幹線については、鉄道・運輸機構において敦賀～新大阪間の環境影響評価準備書の公表に向けた予測・評価を実施中。早期着工・全線開業の実現に向け、官民一体の地元協議会等を通じ、国に働きかけた。新規着工に要する経費については、国のR7年度予算案への計上はなされなかったが、これまで実施されてきた、施工上の課題を解決するための事業推進調査に要する経費は、R5・R6年度に引き続き計上された。
<p>令和7年度の 主な取組み予定</p>	<p>＜高速道路、都市圏環状道路や広域幹線道路ネットワークの整備（都市整備部）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○淀川左岸線（2期）、淀川左岸線延伸部の整備促進 ○新名神高速道路（八幡～高槻間）完成（2027年度）に向けた整備促進 <p>＜広域的な高速鉄道ネットワークの実現（都市整備部）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リニア中央新幹線は、東西の断絶リスクを大幅に軽減することができる国土政策上極めて重要な社会基盤であり、官民一体の地元協議会等を通じ、早期着工・全線開業の実現に向け、国等へ働きかける。 ○北陸新幹線は、東西の断絶リスクを大幅に軽減することができる極めて重要な高速交通インフラであり、官民一体の地元協議会等を通じ、一日も早い全線開業の実現に向け、国等へ働きかける。

《起きてはならない最悪の事態》

5-6 食料等の安定供給の停滞

評価

A

◎ 府中央卸売市場でのBCP計画及び災害時相互応援協定の点検など食料等の安定供給の取組みが進みました。

<p>令和6年度の 主な取組み実績</p>	<p>＜食料の安定供給（環境農林水産部）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法や組織、状況の変化等を踏まえ、災害時相互応援協定及びBCP計画を点検、更新を行った。
<p>令和7年度の 主な取組み予定</p>	<p>＜食料の安定供給（環境農林水産部）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法や組織、状況の変化等を踏まえ、災害時相互応援協定及びBCP計画を毎年度点検し、必要に応じて更新する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

《起きてはならない最悪の事態》

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

評価

A

◎ 災害発生時における電力確保のための電気自動車・燃料電池自動車等の利活用促進の取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><災害発生時における電力確保のための電気自動車・燃料電池自動車等の利活用促進（商工労働部・環境農林水産部）></p> <ul style="list-style-type: none">○イベント等において FCV 車両を展示、非常用電源としての給電機能の PR を 1 回実施した。○自動車ディーラー（販売事業者）と連携し、9 月上旬から 11 月下旬の期間に、自動車ディーラーの約 131 店舗において、ゼロエミッション車の試乗のほか、充電体験、災害時にも役立つ給電体験等を府民に提供した。○おおさか電動車協働普及サポートネット参加者等と連携し、市町村等が実施する EV や FCV 等の普及イベントを 7 回実施した。 <p><ライフラインの確保等（危機管理室・環境農林水産部）></p> <ul style="list-style-type: none">○地震・津波災害対策訓練等の機会を通じ、各ライフライン機関との連絡・連携体制の確認を実施。災害時に優先して電力供給を検討する重要施設の見直しを行った。○国の医療提供体制施設整備交付金を活用し、府内災害拠点病院 5 病院に対し、非常用自家発電設備設置に係る一部工事費用を補助した。病院における B C P 策定に関する研修を通じて、非常用自家発電設備の設置等の事前対策の重要性を周知した。○太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進するため、「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、各種事業を実施した。
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><災害発生時における電力確保のための電気自動車・燃料電池自動車等の利活用促進（商工労働部・環境農林水産部）></p> <ul style="list-style-type: none">○イベント等において FCV 車両を展示、非常用電源としての給電機能を PR する。○おおさか電動車協働普及サポートネット参加者等と連携し、市町村等が実施する EV や FCV 等の普及イベントを支援する。○災害等による停電時に電源確保が強く求められる事業者に対し、ZEV の給電機能を効果的に活かすモデル事例として導入支援を行うとともに、事例を広く周知する。 <p><ライフラインの確保等（危機管理室・環境農林水産部）></p> <ul style="list-style-type: none">○府内災害拠点病院に対して、引き続き非常自家発電設備及び備蓄燃料の適切な管理について支援していく。○災害に強い自立・分散型エネルギーシステムとしての太陽光発電、燃料電池を含めたコージェネレーション、蓄電池等の普及促進のため、「おおさかスマートエネルギープラン」に基づく取組みを推進する。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

評価

A

◎ 水道施設の耐震化支援や浄水場等の急所施設や避難所等の重要施設に係る管路の上下水道耐震化計画が策定されるなど飲用水・生活用水確保の取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><水道の早期復旧及び飲用水の確保（健康医療部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年実施している水道事業計画ヒアリングや立入検査において、全事業体に対して、水道施設や管路の耐震化の進捗状況を確認するとともに、国庫補助の活用を積極的・計画的に実施するよう助言した。（参考：基幹管路耐震適合率 53.8%（R3）→56.1%（R5）） ○ 重要給水施設に対する給水確保に関して、引き続き助言を行ったほか、能登半島地震を受け、国から水道事業体に対して、浄水場等の急所施設や避難所等の重要施設に係る管路に係る上下水道耐震化計画について令和 7 年 1 月までに策定を求められているところ、府としては、事業体に計画策定に関する助言等を行い、府域の全水道事業体において策定された。 ○ 毎年実施している災害時応援可能人員・資機材等の調査の際、水道（用水供給）事業者間での連携強化の必要性について周知した。 ○ 令和 6 年 10 月に日本水道協会大阪府支部とともに被害情報収集・応急給水訓練を実施した。
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><水道の早期復旧及び飲用水の確保（健康医療部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全事業体に対し、水道事業計画ヒアリングや立入検査等において、水道施設や管路の更新・耐震化等の状況を聞き取り、積極的かつ計画的に実施するよう引き続き助言するとともに、耐震化計画を未策定の事業体に対して策定するよう指導する。 ○ 重要給水施設に対する給水確保に関しては、事業体が策定した上下水道耐震化計画の進捗を確認するとともに、飲用水の確保対策も進めていくよう引き続き助言する。 ○ 毎年実施している災害時応援可能人員・資機材等の調査の際等に、事業者間での連携強化の必要性について引き続き周知する。 ○ 大阪府域の水道災害における情報共有及び支援に関する協定に基づき、企業団及び市町水道事業体が参加する震災対策合同訓練を実施し、応援受援体制の強化を図る。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

評価

A

◎ 下水道施設の耐震工事の完了や防災訓練による BCP の改善など汚水処理施設等の機能確保の取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><下水道施設の耐震化等の推進（都市整備部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域緊急交通路下の管路・人孔（6.3km）の耐震診断・設計、耐震工事が完了した。 <p><下水道機能の早期確保（都市整備部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 処理場・ポンプ場の停電や焼却炉の停止を想定した防災訓練を実施し、地震時の燃料供給や焼却炉停止時の相互補完など、連絡体制を確認した。 ○ 地震発生後の緊急点検について、支援受援体制の訓練。また管閉塞を想定した実地訓練を行い、被災時の体制について確認した。また、八潮市の事故を受け国より緊急点検を実施することとなり、約 500 箇所の人孔内から流下状況や堆積物の状況を実地で確認した。 <p><し尿及び浄化槽汚泥の適正処理（健康医療部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府衛生管理協同組合と締結した「災害時団体救援協定（H16.8.30）」を、感染症有時の際にも協定を活用できるように、「災害および感染症発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定」に改正の上、新たな協定として締結した。
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><下水道施設の耐震化等の推進（都市整備部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災時に社会的影響の大きい管渠や処理場施設等の耐震化を推進していくための耐震診断の実施。 <p><下水道機能の早期確保（都市整備部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ BCP の実効性を高めるべく、資機材の確保等を推進。また、上下水道一体での連携検討も実施。 ○ 下水道台帳の電子化に併せ、データのクラウド化を推進。 <p><し尿及び浄化槽汚泥の適正処理（健康医療部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府衛生管理協同組合との災害および感染症発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定の継続。

《起きてはならない最悪の事態》

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

評価

A

◎ 広域緊急交通路での無電柱化や鉄道施設等の耐震化が進むなど交通インフラの機能確保の取組みが進みました。

令和6年度の主な取組み実績	<p><広域緊急交通路等の通行機能の確保（都市整備部）> ○R6年度まで10年間で実施を計画していた広域緊急交通路の無電柱化が完了した（計21.4km）。</p> <p><鉄道施設の耐震対策（都市整備部）> ○鉄道施設3箇所の耐震化を促進した（36/48箇所完了）。 ○鉄道駅舎1駅の耐震化を促進した（21/25駅完了）。 ○分岐器の制震化工事、車両タイヤの取付ボルトの落下防止対策を実施した。</p> <p><空港の防災対策（政策企画部）> ○関西エアポートが設置している関西国際空港総合対策本部（KIX JCMG）に参画し、定期的に情報共有を実施した。</p>
令和7年度の主な取組み予定	<p><広域緊急交通路等の通行機能の確保（都市整備部）> ○引き続き広域緊急交通路の無電柱化を推進する（2.4km推進）。</p> <p><鉄道施設の耐震対策（都市整備部）> ○鉄道施設7箇所の耐震化を促進する（37/48箇所完了）。 ○鉄道駅舎2駅の耐震化を促進する（22/25駅完了）。 ○分岐器の制震化工事、車両タイヤの取付ボルトの落下防止対策を実施する。</p> <p><空港の防災対策（政策企画部）> ○引き続き、ソフト面を中心に関西エアポートと連携し、空港の防災対策を継続していく。</p>

《起きてはならない最悪の事態》

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

評価

A

◎ 老朽化した護岸の更新や計画的な施設の改築更新など防災インフラの老朽化対策の取組みが進みました。

令和6年度の主な取組み実績	<p><都市基盤施設の老朽化対策（都市整備部）> ○ストックマネジメント実施方針及びストックマネジメント計画に基づき、計画的な施設の改築更新および効率的な維持管理を実施 ・東除川（羽曳野市）など7河川での護岸更新を実施 ・12の流域下水処理場にて、計画的な施設の改築更新を実施</p>
令和7年度の主な取組み予定	<p><都市基盤施設の老朽化対策（都市整備部）> ○ストックマネジメント実施方針及びストックマネジメント計画に基づき、計画的な施設の改築更新および効率的な維持管理を実施</p>

<事前に備えるべき目標>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

《起きてはならない最悪の事態》

評価

A

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

◎消防団の活動強化、市町村消防の広域化など大規模火災対策の取組みが進みました。

<p>令和6年度の 主な取組み実績</p>	<p><消防団の活動強化（危機管理室）> ○地域防災基金を活用した大阪府消防団訓練活動支援事業補助金により消防団訓練活動の充実を図った。 ○消防学校において、R6年度消防団員教育訓練実施計画に基づき、「基礎教育」「幹部科」「機関科」の教育訓練を実施し、のべ1,134名が参加した。 ○消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練を働きかけた結果、各市町村で実施された。</p> <p><緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進（危機管理室）> ○大阪府震災訓練実施時に大阪市消防局方面隊を大阪府消防応援活動調整副本部長（指揮支援部隊長）及び本部員として招集し、調整本部の設置・運用について確認を行うなど、緊急消防援助隊の受入体制の充実強化を図った。 ○「大阪府消防広域化推進計画」に基づき、勉強会へのオブザーバー参加や各種情報の提供など、府内消防本部の広域化や連携協力の取組に対する支援を行った。また、広域化対象市町村の組合せ（ブロック）を8ブロックから7ブロックとする当該計画の一部改定を行った。</p>
<p>令和7年度の 主な取組み予定</p>	<p><消防団の活動強化（危機管理室）> ○地域防災基金の活用による消防団訓練活動の充実。 ○消防学校における教育訓練の実施。 ○消防団と住民・自主防災組織が連携した地域防災訓練の継続の実施に向けた働きかけ。</p> <p><緊急消防援助隊受入れ・市町村消防の広域化の推進（危機管理室）> ○「大阪府緊急消防援助隊受援計画」に基づき、代表消防機関である大阪市消防局と連携し、震災訓練などの機会において緊急消防援助隊の受入体制の充実強化を図っていく。 ○令和8年度実施予定の緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練に向けて、代表消防機関の大阪市消防局及び関係機関（自衛隊・警察等）と連携を図り、適切な訓練場所の確保及び訓練項目の決定等、当該訓練が緊急消防援助隊の受入体制の更なる充実強化に繋がるよう、万全の準備を期す。 ○一部改定後の大阪府消防広域化推進計画に基づき、広域化や連携・協力に向けた各消防本部の取組を支援する。</p>

《起きてはならない最悪の事態》

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

◎迅速な航路啓開や石油コンビナート防災対策など海上・臨海部の広域複合災害対策の取組みが進みました。

評価

A

<p>令和6年度の 主な取組み実績</p>	<p><迅速な航路啓開の実施（大阪港湾局）> ○地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、関係機関と連携した航路啓開訓練を実施した。</p> <p><石油コンビナート防災対策（危機管理室）> ○特定事業者による対策計画の進行管理 ・第3期対策計画（R3～R5）のR5年度実績及び第1～3期対策計画（H27～R5）の実績をとりまとめ、公表した。 ・ガイドラインに基づき、緊急遮断弁の設置及びその代替措置、重要施設等の浸水対策、津波避難計画の見直しなどの取組を引き続き促進した。また、特定事業所による実地訓練と現地連絡所設置訓練を同時に実施することにより、実施訓練の充実を図るとともに、府ホームページに訓練内容を掲載することなどにより、取組のPRを行った。また、地域連携強化のため、立地市町や管轄消防との情報共有を行った。 ○津波避難に関する啓発 ・特定事業者以外の事業者が津波避難計画を作成でき、かつ、全事業者が確認できるよう津波避難に関する啓発資料をホームページ上で公開し、自主的な取組を呼びかけた。また、堺市とコンビナート区域の避難経路確保に係る取組について情報交換を行った。 ○泡消火薬剤の計画的な更新 ・泡消火薬剤を1.3キロリットル購入し、計画的な更新を行った。 ○高石大橋のアクセス情報システムの運営管理と、事業所向け研修資料にシステムの紹介を掲載し、周知、広報を行った。</p>
<p>令和7年度の 主な取組み予定</p>	<p><迅速な航路啓開の実施（大阪港湾局）> ○地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、関係機関と連携した航路啓開訓練を実施する。</p> <p><石油コンビナート防災対策（危機管理室）> ○特定事業者による対策計画の進行管理 ・ガイドラインに基づくR6年度実績を取りまとめ、公表する。 ・ガイドラインに基づき、緊急遮断弁の設置及びその代替措置、重要施設等の浸水対策、津波避難計画の見直しなどの取組を引き続き促進する。 ・ガイドラインに基づき、特定事業所による防災訓練内容の充実化を図る。 ・訓練実施内容については府ホームページに掲載する等して取組PRを行う。 ・地域連携強化のため、立地市町や管轄消防との情報共有を行う。 ○津波避難に関する啓発 ・災害時に区域内従業員等が避難できるよう、先行事例の紹介を行う等して取組を促進する。 ○泡消火薬剤の計画的な更新に取り組む。 ○高石大橋のアクセス情報提供に係る周知・広報の実施。</p>

《起きてはならない最悪の事態》

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

評価

A

◎沿道建築物の耐震化や、道路啓開訓練など通行機能確保の取組みが進みました。

<p>令和6年度の 主な取組み実績</p>	<p><広域緊急交通路等の通行機能の確保（都市整備部）> ○沿道建築物の耐震化 ・所有者毎に異なる課題に応じた的確な情報提供やアドバイスを行うなど、きめ細やかに対応し、検討のきっかけと事業の具体化を図るため、重点化対象の所有者を優先に、事業に精通した専門家（大阪府耐震プロデューサー）を2棟、4回派遣した。 ・沿道建築物は除却2件、耐震改修2件が実施された。 ○沿道のブロック塀等の耐震化 ・広域緊急交通路の沿道のブロック塀等（義務付け対象外含む）の耐震化を進める所有者に対して、個別訪問やダイレクトメール等（約120件）によって耐震化の周知活動を実施した。 ・沿道ブロック塀等については除去等4件が実施された。</p> <p><迅速な道路啓開の実施（都市整備部）> ○大阪府域道路啓開協議会において、R6年12月に「大阪府域道路啓開計画」の改定を実施した。 ○大規模津波防災総合訓練（国、地方公共団体、公共機関、自衛隊、民間事業者等）において道路啓開訓練（放置車両の撤去）を実施した（R6.11.4）。 ○都市整備部地震・津波災害対策訓練において、鉄道事業者、関係市と連携した長時間遮断踏切と道路啓開の情報伝達訓練、現地開放確認をR6年9月とR7年1月に実施した。</p>
<p>令和7年度の 主な取組み予定</p>	<p><広域緊急交通路等の通行機能の確保（都市整備部）> ○沿道建築物の耐震化 ・所有者毎に異なる課題に応じた的確な情報提供やアドバイスを行うなど、きめ細やかに対応し、検討のきっかけと事業の具体化を図るため、事業に精通した専門家（大阪府耐震プロデューサー）を派遣する。 ○沿道のブロック塀等の耐震化 ・広域緊急交通路の沿道のブロック塀等（義務付け対象外含む）の耐震化を進める所有者に対して、個別訪問やダイレクトメールにより、診断、除却等の実施を働きかける。</p> <p><迅速な道路啓開の実施（都市整備部）> ○関係機関（行政機関、協会等）と連携した道路啓開合同訓練等を実施する。</p>

《起きてはならない最悪の事態》

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

評価

A

◎ため池耐震診断を踏まえた対策（18箇所）・ハザードマップの作成（38箇所）などため池の防災・減災対策や治山ダム（31基）の設置など取組みが進みました。

<p>令和6年度の 主な取組み実績</p>	<p><ため池防災・減災対策の推進（環境農林水産部）> ○ため池防災、減災アクションプランに基づく耐震診断の結果を踏まえ、低水位管理や耐震補強等の必要な対策を19箇所に実施した。 ○出先の事務所管内ごとに、講義形式によるため池管理者研修を5回実施したほか、管理者がいつでも研修内容を振り返りができるよう、YouTubeを活用した研修動画を公開した。研修内容については、ため池関連の法令に関すること、日常の点検に関すること、異常を見つけたときの対応に関するもののほか、緊急時の水位低下のためのサイフォン装置の紹介、ため池管理アプリ使用に向けた説明を実施した。</p> <p><流出堆積した流木・土砂の早期撤去（環境農林水産部）> ○土砂の流出防止、土砂の崩壊防止、流木対策等として治山ダムを設置した（31基）。</p>
<p>令和7年度の 主な取組み予定</p>	<p><ため池防災・減災対策の推進（環境農林水産部）> ○ため池防災、減災アクションプランに基づく耐震診断結果を踏まえた、低水位管理や耐震補強等の必要な対策を実施。 ○ため池管理者を対象に、簡易な点検実施と府・市町村への迅速な報告等に関する研修会を実施。</p> <p><流出堆積した流木・土砂の早期撤去（環境農林水産部）> ○土砂の流出防止、土砂の崩壊防止、流木対策等として治山ダムを設置（14基）。</p>

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

評価

A

◎立入検査等による管理化学物質の適正管理や有害物質（石綿、PCB）の拡散防止対策など取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><管理化学物質の適正管理（環境農林水産部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導を行うとともに、立入検査等により対策推進指導を実施した（令和 6 年度立入検査実績：71 件）。 ○市町村消防部局に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報を 5 月頃に提供した。 <p><有害物質（石綿、PCB）の拡散防止対策（環境農林水産部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係団体の研修会等（2 団体）へ講師を派遣し、災害時の石綿飛散防止対策について周知した。 ○大阪府石綿飛散防止対策セミナーを開催し、府民等に災害時の石綿飛散防止対策について周知した。また、府 HP においても啓発を行った。 ○建設リサイクル法に係る説明会において、解体等工事の施工業者等に対し、石綿飛散防止対策や建設廃棄物及び PCB 廃棄物の適正処理について周知した。 <p><火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策の促進（危機管理室）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所に対する計画的な立入検査等により、耐震性の向上等の自主保安の取組みを促進した。 （府所管火薬類：8 か所、高圧ガス：14 か所、液化石油ガス：6 か所） ○府内消防機関及び関係者への耐震対策に係る情報共有・周知 ・権限移譲している市町村（消防局・本部）と「保安 3 法事務連携機構おおさか」等を通じて、事故事例の情報共有、申請・届出の審査や立入検査時の指導内容の統一化を図っていく等、保安体制の向上に取組んだ。 ○各種保安教育の機会を通じて、府内消防機関及び関係者に対し耐震対策に係る情報共有・周知を行った。 ○業界団体に地震等への対応を要請 ・府 LP 協会を通じて、容器の転倒防止措置の徹底等を注意喚起した。 ・府 LP 協会において、容器の転倒やガスの漏えい等があったときに迅速に対応できる体制が維持されていることを確認した。 <p><毒物劇物営業者における防災体制の指導（健康医療部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○毒物劇物の適正な保管管理等について、毒物劇物製造業者・輸入業者を対象とした講習会を、集合形式とオンライン形式のハイブリッド形式により開催した。（受講者数のべ 468 人） ○毒物劇物営業者の施設への立入調査等を実施（158 件）。違法状態があったため、是正を求め、法令遵守を指導した（15 件）。 ○上記に加え、毒物劇物の管理強化、爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理を促す通知を関係団体に送付する等、注意喚起を行い法令遵守の徹底を図った。
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><管理化学物質の適正管理（環境農林水産部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○届出内容に変更のあった事業者や新規対象事業者に対し届出指導し、立入検査等により対策推進指導。 ○市町村消防部局に、届出に基づく事業所の管理化学物質の取扱いに関する情報を 5 月頃に提供。 <p><有害物質（石綿、PCB）の拡散防止対策（環境農林水産部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係団体の研修会等に講師を派遣し、災害時の石綿飛散防止対策について周知。 ○権限移譲市町村等との災害時対応に関する情報共有の実施。 ○解体業者等に対し、建設リサイクル法に係る説明会等の場を活用し、石綿飛散防止や建設廃棄物及び PCB 廃棄物の適正処理について周知。 <p><火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策の促進（危機管理室）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所に対する立入検査 ・事業所に対する計画的な立入検査等を通じ、法令遵守の徹底や耐震性の向上等の自主保安の取組みを促進する。 ○府内消防機関及び関係者への耐震対策に係る情報共有・周知（府所管火薬類：9 か所、高圧ガス：14 か所、液化石油ガス：7 か所）。 ・府内消防機関に保安 3 法事務連携機構おおさか等を通じて自主保安の取組みに関する情報共有を行うことで、同様の取組みを促す。 ・高圧ガス保安研修会、LP ガス保安講習会、火薬類保安講習会等の各種保安教育の機会を通じて、関係事業者に対し耐震性の向上等の自主保安の取組みに係る情報を周知する。 ○業界団体に地震等への対応を要請 ・容器の転倒防止措置の再点検 ・地震等により、容器の転倒やガスの漏えい等があったときに迅速に対応できる体制の維持 <p><毒物劇物営業者における防災体制の指導（健康医療部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○毒物劇物営業者の施設への立入調査等を約 250 件実施。違法状態があった場合は、是正を求め法令遵守を徹底。

7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃

評価

A

◎ 森林保全のための間伐など農地・森林等の被害による国土荒廃対策の取組みが進みました。

令和 6 年度の 主な取組み実績	<p><森林整備（環境農林水産部）> ○森林の保全整備のため、間伐を実施した。</p> <p><災害復旧に向けた体制の充実（環境農林水産部）> ○令和 6 年度大阪府地震・津波災害対策訓練（令和 7 年 1 月 17 日）に際し、市町村と連携した災害情報伝達訓練を実施した。 ○訓練ではため池防災支援システムを活用した被害点検報告と、被害発生時の対応方針について、伝達訓練を行った。</p>
令和 7 年度の 主な取組み予定	<p><森林整備（環境農林水産部）> ○森林の保全整備のため、間伐を実施【300ha】</p> <p><災害復旧に向けた体制の充実（環境農林水産部）> ○ため池による被害防止と軽減を図るため、市町村等と連携した災害情報伝達訓練を実施する。（ため池防災支援システムの活用）</p>

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

《起きてはならない最悪の事態》

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態

◎市町村と災害時の廃棄物に関する初動対応の研修の実施など災害廃棄物の適正処理の取組みが進みました。

評価

A

令和6年度の主な取組み実績	<p><災害廃棄物の適正処理（環境農林水産部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村等に対し、災害時に発生する片付けごみ対応の特徴、集積所の設置に向けた事前検討や住民への広報周知、レイアウトの検討及び簡易的な水害時の災害廃棄物発生量推計方法等に関する支援を実施。 ○市町村等と連携して研修等を3回実施。
令和7年度の主な取組み予定	<p><災害廃棄物の適正処理（環境農林水産部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の迅速な処理体制の構築が図れるよう、市町村等に対して、必要な情報提供や助言等を実施。 ○市町村等と連携して災害廃棄物処理に関する手順等に係る研修等を実施。 ○大阪府災害廃棄物処理計画の見直しを行う（～R8年度） ○市町村等の災害廃棄物処理計画の策定及び改訂の支援を行う。

《起きてはならない最悪の事態》

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

◎被災建築物危険度判定士の養成や事前復興の必要性、国発出事前復興ガイドラインの説明・周知を行い、復興を支える人材育成等の取組みが進みました。

評価

A

令和6年度の主な取組み実績	<p><被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（都市整備部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○講習会を7回開催（うち2回は、動画配信によるWEB講習により実施）し、計588名（2月末時点）を新規登録した。 ○応急危険度判定の初動体制を整備するため、市町村と連携し、携帯電話の電子メールを活用した情報共有等の訓練を実施した。 ○近畿被災建築物応急危険度判定協議会において実施する応急危険度判定コーディネーター研修会（近畿圏内地方公共団体から166名参加）に参加した。 ○被災宅地危険度判定士講習会を2回、図上訓練を1回実施し、計149名を新規登録した。 <p><大阪府震災復興都市づくりガイドラインの改訂（大阪都市計画局）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪都市計画協会に参加している市町村に対し、事前復興の必要性、国発出事前復興ガイドラインの説明や国費予算措置等について、説明や周知を行った。
令和7年度の主な取組み予定	<p><被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備（都市整備部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○年7回実施している被災建築物危険度判定士要請講習会について、講習受講者を増やす方策を検討のうえ実施することにより、登録者数の確保を進めるとともに、府内で判定士の確保が困難となるケースを想定し、全国自治体と連絡訓練などを通じて体制整備を進める。 ○被災宅地危険度判定士の登録者数1,000人確保を継続。 <p><大阪府震災復興都市づくりガイドラインの改訂（大阪都市計画局）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、ワーキングの実施等により、市町村等に対して事前復興に関する情報発信に努めるとともに、府内市町村を募り事前復興WGを開催し、復興都市づくりのノウハウの習得及び防災の意識の向上について働きかけを行う。

《起きてはならない最悪の事態》

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

評価

A

◎津波浸水想定の見直しを検討するなど長期湛水の早期解消に向けた取組みが進みました。

令和6年度の 主な取組み実績	<長期湛水の早期解消（危機管理室・都市整備部・大阪港湾局）> ○有識者による検討部会を令和6年6月に立上げ、津波浸水想定の見直しを検討中。 ○水防災連絡協議会の場において、市町村による氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組状況を確認した。
令和7年度の 主な取組み予定	<長期湛水の早期解消（危機管理室・都市整備部・大阪港湾局）> ○津波浸水想定の見直しによる長期湛水解消の検討範囲の整理を行う。 ○氾濫水の排水計画を作成する市町村があれば協力を行う。

《起きてはならない最悪の事態》

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティーの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

評価

A

◎文化財の所有者等に文化財の耐震対策や消火・避難訓練等を働きかけるなど文化財の防災対策の取組みが進みました。

令和6年度の 主な取組み実績	<文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（教育庁）> ○市町村の文化財行政職員に対し、文化庁・消防庁より発出された通知文に基づき、文化財の耐震・防災対策の必要性を周知した。そのうえで、文化財の所有者等に対して文化財耐震対策の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施を推進するよう伝達をした。 ○国指定文化財について、防災設備の設置状況にかかる現地調査を5カ所行い、適宜指導を行った。
令和7年度の 主な取組み予定	<文化財所有者・管理者の防災意識の啓発（教育庁）> ○文化財の所有者等に、文化財耐震対策の実施、保存活用計画の策定、消火栓等の設置・改修、文化財防火デー等における消火・避難訓練等の実施について働きかけを行う。 ○国指定文化財について、防災設備の設置状況にかかる現地調査を実施。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

評価

A

◎ 応急仮設住宅における事業者との伝達訓練、未着手・休止市町村へ向けた地籍調査実施の働きかけなどの取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p>< 応急仮設住宅の早期供給体制の整備（危機管理室・都市整備部） > ○ 建設型応急住宅については、協定締結 3 者との伝達訓練の実施や現地確認チェックリストを用いた現地確認訓練を実施した。 ○ 借上型仮設住宅については、令和 6 年 9 月に協定締結団体と、大阪府地震・津波対策訓練で協定締結団体及び市内 43 市町村と連携して情報伝達訓練を実施した。</p> <p>< 地籍調査（環境農林水産部） > ○ 未着手・休止市町村に対し、首長に直接訪問し、地籍調査の実施を働きかけた結果、東大阪市と千早赤阪村において、令和 7 年度から新規着手することとなった。 ○ 対象市町へ津波浸水想定区域における官民境界等先行調査の実施を働きかけた。</p>
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p>< 応急仮設住宅の早期供給体制の整備（危機管理室・都市整備部） > ○ 建設型応急住宅については、協定締結 3 者との伝達訓練を実施するほか、応急仮設住宅建設マニュアルの充実を図る。また、応急仮設住宅の建設確保用地の調査を実施する。能登半島地震等を踏まえた建設型応急住宅用地確保状況調査の調査項目の見直しと対応方針の検討等を行う。 ○ 借上型仮設住宅については、大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度マニュアルを基に、宅地建物取引業者向け研修会及び市町村危機管理部局の会議等での制度周知を図るとともに、実際の災害時を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>< 地籍調査（環境農林水産部） > ○ 未着手・休止市町村に対し地籍調査事業の実施を働きかける。 ○ 対象市町に対し官民境界等先行調査の実施を働きかける。</p>

8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な被害

評価

A

◎ 災害対策訓練を踏まえた情報提供・発信体制の点検・充実など正しい情報発信に向けた取組みが進みました。

<p>令和 6 年度の 主な取組み実績</p>	<p><正しい情報発信（危機管理室・府民文化部）></p> <ul style="list-style-type: none">○防災情報システムの不具合はもとより、市町村からの改善要望について改修を検討し、必要に応じて対応を行った。○おおさか防災ネットのポータルサイトについてはライブライン情報がより見やすいよう整理し更新した。○「大阪防災アプリ」について、気象台からの線状降水帯予測の発表単位（都道府県ごと）の変更に合わせた改修のほか、公衆無線 LAN や大気環境情報（PM2.5・光化学スモッグ）等の情報提供を開始するなど機能改善を行った。また、三井ガーデンホテル大阪の客室テレビでの多言語サイネージ広告の放映や、京阪枚方市駅前の民間のデジタルサイネージでの動画の通年放映を行った。○災害対策訓練を踏まえて、広報、報道提供体制について検証を行い、的確な情報提供・発信が行えるように体制の点検、充実を図った。○災害時に情報発信が行えるよう災害時情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替方法の確認、SNS で発信等）を実施した。○災害時情報発信について関係部局と協議を行った。○ホームページを多言語対応するための自動翻訳システムを引き続き契約した。 <p><生活再建、事業再開等の関連情報の提供（危機管理室・商工労働部、環境農林水産部）></p> <ul style="list-style-type: none">○被災者生活再建支援金の支給を申請する際には、住家の被害が証明された罹災証明書が必要となるため、「住家の被害認定調査」について、市町村に対して研修を行い、制度の周知等を行った。○OSAKA しごとフィールドの業務継続計画に基づき、国の対策と連携した就業支援体制の早期確保ができるよう、非常時優先業務等の周知徹底を図った。○制度資金説明会等において関係職員・団体へ災害時に活用できる農林漁業者の支援に関する各種支援制度を周知した。
<p>令和 7 年度の 主な取組み予定</p>	<p><正しい情報発信（危機管理室・府民文化部）></p> <ul style="list-style-type: none">○防災情報システムを運用していく中で出てきた課題や市町村からの要望について検討し、必要に応じて改善を行う。○「大阪防災アプリ」の管理・運用を行うとともに機能の拡充も図る。動画を用いた広報など、引き続き広く周知を図る。○災害対策訓練を踏まえて、広報、報道提供体制について検証を行い、的確な情報提供・発信が行えるように体制の点検、充実を図る。○災害時に情報発信が行えるよう災害時情報発信訓練（緊急情報トップページへの切替方法の確認、SNS で発信等）を実施。○災害時情報発信について関係部局と協議。○ホームページを多言語対応するための自動翻訳システムを引き続き契約。 <p><生活再建、事業再開等の関連情報の提供（危機管理室・商工労働部、環境農林水産部）></p> <ul style="list-style-type: none">○被災者生活再建支援制度等について、関係機関に対し研修等を通じ周知する。○OSAKA しごとフィールドのBCP推進体制を研修・訓練の実施等を通じて整備し、職員の意識向上及び対応力向上を図る。また、訓練による検証（点検、課題整理、改善方法の検討等）やフィールド及び連携機関等との情報共有により、OSAKA しごとフィールドの業務継続計画の持続的な改善に努める。○制度資金説明会等において関係職員・団体へ災害時に活用できる農林漁業者の支援に関する各種支援制度を周知する。